

横浜市交通局
電気設備工事特則仕様書

令和5年2月

横浜市交通局
技術管理部電気課

第1章 一般事項	1
1. 1 本仕様書の位置づけ.....	1
1. 2 用語の定義.....	1
1. 3 仕様書等の優先順位.....	1
第2章 工事関係書類	2
2. 1 工事関係書類.....	2
第3章 工事現場管理	2
3. 1 受電後の維持管理.....	2
3. 2 安全管理指定工事.....	2
第4章 機器及び材料	3
4. 1 環境への配慮.....	3
第5章 施工	3
5. 1 工事用機械器具.....	3
5. 2 貸与機械器具の取扱.....	3
5. 3 停電作業.....	3
5. 4 活線作業及び活線接近作業.....	4
5. 5 機器等の据付.....	4
第6章 検査	4
6. 1 各種検査について.....	4
第7章 完成図書等	4
7. 1 完成図書等.....	4
第8章 その他	4
8. 1 引渡しまでの電気料金の負担.....	4

第1章 一般事項

1. 1 本仕様書の位置づけ

この仕様書は、国土交通省大臣官房営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び横浜市建築局制定「電気設備工事特則仕様書」（以降「建築局特則仕様書」という）に定めている事項に追加、補足するものであり、横浜市交通局が所管する電気設備工事に適用し、工事請負契約約款に定める仕様書の一部を構成する。

また、「横浜市建築局電気設備工事特則仕様書」の記述については、「建築局」を「交通局」、「横浜市長」及び「建築局長」を「横浜市交通事業管理者」に読み替えるものとする。

1. 2 用語の定義

この特則仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 本項は「建築局特則仕様書」を読み替えるものとし、「監督員」とは、「横浜市交通局契約規程」第2条で準用する「横浜市契約規則」第55条第1項の規定による監督職員等を指し、「横浜市交通局請負工事監督事務取扱規程」及び「横浜市交通局請負工事監督事務取扱要綱」による総括監督員、主任監督員、担当監督員及び委託監督員をいう。
- (2) 「鉄道電気施設工事」とは、鉄道事業法施行規則第9条の「鉄道施設」の運転保安設備、変電所等設備及び電路設備等の鉄道に係る工事をいう。

1. 3 仕様書等の優先順位

本項は「建築局特則仕様書」を読み替えるものとし、仕様書等の優先順位は、表1. 1のとおりとする。

表 1. 1 仕様書の適用順位

仕 様 書	優先順位
現場説明書に対する質問回答書	1
現場説明書	2
特記仕様書（図面記載のもの及び別冊を含む。）	3
図面	4
横浜市交通局電気設備工事特則仕様書	5
横浜市建築局電気設備工事特則仕様書	6
電気設備工事施工マニュアル（横浜市建築局監修）	8
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 〔国土交通省大臣官房官庁営繕部監修〕	9
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 〔国土交通省大臣官房官庁営繕部監修〕	
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 〔国土交通省大臣官房官庁営繕部監修〕	
交通局が制定する鉄道電気施設の仕様書	7
交通局が制定する鉄道に関する基準、要綱及び心得等	

第 2 章 工事関係書類

2. 1 工事関係書類

工事着手前、施工中、工事完成時、工事完成後に提出する書類については、原則「建築局特則仕様書」によるものとする。

ただし、鉄道施設内の施工に際して別途必要となる書類については、特記仕様書によるほか監督員の指示による。

第 3 章 工事現場管理

3. 1 受電後の維持管理

本項は「建築局特則仕様書」を読み替えるものとし、請負人は、自家用電気工作物又はこれに類する鉄道施設の受電開始から引渡しの日までの間、当局電気主任技術者のもとに、請負人の責任と負担において当該電気工作物等の維持管理を行う。

3. 2 安全管理指定工事

本項は「建築局特則仕様書」を読み替えるものとし、横浜市交通局工事安全管理規定に基づき、安全管理指定工事に指定された場合は、高速鉄道建設土木工事安全管理計画書作成要領に準拠し、安全管理計画を策定し提出するものとする。なお、同一工事現場で他工種の工事が安全管理指定工事に該当する場合は、その工事の請負人に協力して安全管理を

行う。

第4章 機器及び材料

4. 1 環境への配慮

「建築局特則仕様書」に記載の内容に加え、工事に使用する機器及び材料は、公害防止、地球環境保全及び再資源化を目的として次により、環境物品等を使用するよう努める。

- (1) 本項は「建築局特則仕様書」を読み替えるものとし、この工事で使用する資材、建築機械、工法及び目的物のグリーン購入の推進に関しては、特記仕様書によるほか、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」、「同基本方針」の(別記)「特定調達物品等」及び「横浜市グリーン購入の推進を図るための調達方針」によるものとする。また、副資材等についても基本方針を配慮し調達に努める。
- (2) 地下駅舎等及びトンネル内で使用する機材は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すると共に難燃物で燃焼時に有毒ガスの発生の無いものとする。

第5章 施工

5. 1 工事用機械器具

工事用機械器具類のうち、商用電源を用いる器具については、「請負工事等の営業線内安全作業要領」に従い、必要な届出を行い、器具の絶縁抵抗測定を行うか漏電保護プラグ等を使用すること。

5. 2 貸与機械器具の取扱

- (1) 貸与機器は、貸与期間中損傷しないように、ていねいに使用し、保管場所、管理者を定め常に整備状態に注意するとともに、保管の責任を負うものとする。
- (2) 貸与機器は、工事完了時、監督員の承諾を受けた専門の技術者により格納、保管に必要な定期整備を行った上、発注者の指定する場所に返納しなければならない。但し、軽易な機器については、専門技術者による定期整備は省略することができる。
- (3) 貸与機器は、請負人の不注意により、損傷又は滅失した場合は、修理又は賠償しなければならない。

5. 3 停電作業

- (1) 開路した開閉器には、通電禁止に関する所要事項を表示した標識、通電禁止の鎖錠設備を施すか、又は監視人を置くこと。
- (2) 開路した、電路が電力ケーブル、電力コンデンサ等を有する電路で残留電荷による危険を生ずるおそれのあるものについては、安全な方法により残留電荷を確実に放電させること。
- (3) 開路した電路が、電車線路、高圧及び特別高圧であったものについては、検電器により停電を確認し、かつ、誤通電、他の電路との混触又は他の電路からの誘導による感電を防止するため、短絡接地器具を施すこと。

- (4) 電路に通電しようとするときは、あらかじめ、当該作業に従事する作業員について感電の危険が生ずるおそれのないこと及び短絡接地器具をとりはずしたことを確認した後でなければ行ってはならない。
- (5) 食料品等を取り扱う店舗がある駅において、30分以上の停電を伴う場合には停電発生予定日の10営業日前までに監督員に周知すること。

5. 4 活線作業及び活線接近作業

活線作業及び活線接近作業を行う場合は、監督員に作業計画書を提出し承諾を受けたいうえで行わなければならない。

- (1) 特別高圧活線作業及び活線接近作業は、原則として行ってはならない。
- (2) 高圧電路、低圧電路及び電車線路において、活線作業及び活線接近作業を行う場合は、作業者に絶縁用保護具を着用させる。また、作業器具は活線作業用器具を使用させる。
- (3) 取扱い部分以外の部分が、作業者若しくは作業者が取扱っている工具及び材料が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるものには絶縁用防具を装置する。

5. 5 機器等の据付

機器等の据付については、「電気設備・機械設備の耐震基準」（横浜市交通局施設課・電気課）に従って行わなければならない。

第6章 検査

6. 1 各種検査について

本項については、原則「建築局特則仕様書」によるものとする。
なお、その内容に変更がある場合は、特記仕様書によるものとする。

第7章 完成図書等

7. 1 完成図書等

本項については、原則「建築局特則仕様書」によるものとする。
なお、その内容に変更がある場合は、特記仕様書によるものとする。

第8章 その他

8. 1 引渡しまでの電気料金の負担

本項は「建築局特則仕様書」を読み替えるものとし、工事用及び本設受電後から目的物引渡しまでの電気料金は、関係請負人が負担する。また、水道料金、ガス料金もこれと同様とする。

改訂経緯

- 1 平成 18 年 11 月交通局電気課制定電気設備標準仕様書を交通局電気課制定電気設備特則仕様書に改編
- 2 平成 22 年 11 月機構改革、組織名称変更に伴い、電車部を技術管理部、まちづくり調整局を建築局に変更した。
- 3 平成 26 年 4 月 関連規程の改変に対応。誤字・脱字を修正。
- 4 平成 29 年 7 月 建設業退職金共済制度の様式修正対応。かし検査、電子納品に関する修正。誤字・脱字を修正。
- 5 令和 5 年 2 月 建築局特則仕様書と重複する内容の削除、文言修正、停電作業に関する注意を追加。